

健康保険法第 47 条第 2 項の規定による、当組合の令和 4 年 9 月 30 日における

全被保険者の同月の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告する。

記

- | | | |
|-----------------------------|-------|----------------|
| 1. 令和 4 年 9 月 30 日の平均標準報酬月額 | | 369, 361 円 |
| 2. 令和 5 年度における標準報酬月額 | | |
| | 25 等級 | 360, 000 円 |
| 3. 適用年月日 | | |
| | | 令和 5 年 4 月 1 日 |

令和 4 年 12 月 22 日

